関係団体 御中

厚生労働省老健局高 齢 者 支 援 課 認知症施策・地域介護推進課 老 人 保 健 課

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等 の臨時的な取扱いについて(第17報)」の周知について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上 げます。

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)等でお示ししているところです。

今般、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の 臨時的な取扱いについて(第 17 報)」を都道府県等に対して発出いたしました ので、貴会におかれましては、別紙の内容についてご了知いただくとともに、会 員各位へ周知についてご協力をお願いいたします。

【別紙】

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第17報)」(令和2年12月25日付厚生労働省高齢者支援課ほか連名事務連絡)